

## ◇ 電子申請者向け ◇

### セーフティネット保証5号（イ）にかかる特定中小企業者の認定のご案内

<単一事業者、兼業者①②用>

#### 1 認定の対象となる方

原則として、次の①から③のすべてに該当する方

- ① 名古屋市内に本店または事業所を有していること。
  - ② 経済産業大臣が指定した指定業種（※1）に属する事業を営んでいること。
  - ③ 売上高が下記の(a)の状況となっていること。
    - ・ 単一または兼業を営んでいて全て指定業種に該当する方（単一、兼業者①）  
(a) 最近3か月間（※2）の売上高が、前年同期（※3）比で5%以上減少していること
    - ・ 兼業を営んでいて、主たる業種（売上高の最も多い事業）が指定業種に該当する方（兼業者②）  
(a) 企業全体及び主たる業種の最近3か月間（※2）の売上高が前年同期（※3）比で5%以上減少している。
- ※1 指定業種は中小企業庁のホームページから確認できます。  
([https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html))
- ※2 原則、申請月の前月とその前2か月のことを指します。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の売上高と比較する場合は、影響を受ける直前の売上高である前々年から平成31年、令和元年までのいずれかの同期の月の売上高と比較します。

#### 2 電子申請について

- ・ 認定要件及び必要書類を確認し、中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）より、電子申請を行って下さい。なお、電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要があります。詳しい手続きなどは中小企業庁ホームページをご確認下さい。



<中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）について>

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>（申請ページへのリンクあり）

- ・ 窓口の開庁日に関わらず24時間申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。

#### 3 必要書類

提出書類	備考						
<input type="checkbox"/> 「認定申請書」	所定の項目を、SNポータル上で入力して下さい。						
<input type="checkbox"/> 「月別売上高表」 …月ごとの売上高の確認資料	所定の様式を、市HPよりダウンロード、入力し、SNポータル上の添付ファイルとして添付して下さい。 ※兼業者②は、主たる業種の売上を記載した「月別売上高表」と事業全体の売上を記載した「月別売上高表」の計2通必要です。						
<input type="checkbox"/> 「業種確認表」	所定の様式を、市HPよりダウンロード、入力し、SNポータル上の添付ファイルとして添付して下さい。						
<input type="checkbox"/> 業種が確認できる資料	例) 許認可証、請求書、会社概要、製品カタログ、HPなど						
<input type="checkbox"/> 名古屋市内での事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、営業許可証や、建物の賃貸借契約書の写しなど、実在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可）添付してください。	<table border="1"><tr><td>法人</td><td><input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」の写し</td><td>・ 3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー</td></tr><tr><td>個人</td><td><input type="checkbox"/> 直近1期分の「確定申告書の控」の写し</td><td>・ 表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書が必要</td></tr></table> <p>※個人の方で、自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合は、SNポータル上の申請画面の「その他」の欄に主たる事業所の所在地を入力して下さい。また、「月別売上高表」の住所記入欄に、両方の所在地を記入して下さい。</p>	法人	<input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」の写し	・ 3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー	個人	<input type="checkbox"/> 直近1期分の「確定申告書の控」の写し	・ 表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書が必要
法人	<input type="checkbox"/> 「履歴事項全部証明書」の写し	・ 3か月以内に法務局で取得したものの原本またはコピー					
個人	<input type="checkbox"/> 直近1期分の「確定申告書の控」の写し	・ 表紙以外にも、収支計算書や青色申告決算書が必要					

\* 必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

\* 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

#### 4 お問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（名古屋市中企業振興センター）  
〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階（TEL：735-2100）

（令和6年8月1日現在）